

【組合員が亡くなられたとき】

「遺族共済年金」が あなたの家族を支えます

組合員の方が在職中又は退職後にお亡くなりになったときに、残されたご家族の生活を保障する制度として「遺族共済年金」があります。ただし、受給するには条件があります。

今回は、もしものときに備えて、「遺族共済年金」の概要を説明します。

1 どんなときにもらえるの？

次のいずれかに該当する場合、その方の「遺族」に支給されます。

- ① 組合員の方が在職中に死亡したとき
- ② 組合員であった方が、在職中に初診日のある傷病等により、初診日から5年を経過する日前に死亡したとき
- ③ 障害共済年金（1級または2級）の受給権者の方が死亡したとき
- ④ 退職共済年金の受給権のある方もしくは組合員期間等（★1）が25年以上ある方が死亡したとき

★1 「組合員期間等」には、他の公的年金制度の加入期間及び被用者年金制度に加入している方の被扶養配偶者であった期間などが含まれます。



2 「遺族」って誰のこと？

表の続柄で、要件A+Bを満たしている方です。受給順位は表のとおりです。

順位	1	2	3	4
続柄	配偶者 子（★2）	父 母	孫 （★2）	祖父 祖母

要件 A 組合員又は組合員であった方が死亡した当時、その方と生計を共にしていた方

要件 B 恒常的な収入が将来にわたって850万円以上（または年額655万5千円以上の所得）にならないと認められる方

★2 子と孫とは、次のいずれかの方です。
①18歳になった日の属する年度末までの間であり、配偶者のいない方
②組合員・組合員であった方が死亡した当時から引き続き障害等級の1級または2級の状態にある方

3 いくらもらえるの？

遺族共済年金の支給額は、亡くなった方の組合員期間や給与月額を平均を基に計算します。

基本年額

組合員・組合員であった方が受け取るはずだった「退職共済年金」
※死亡時点での試算になります。

$$\times \frac{3}{4}$$

中高齢寡婦加算額

遺族が①40歳以上65歳未満の妻であり、②遺族基礎年金を受けることができないとき、加算されます。（平成26年4月時点579,700円）

4 その他の注意点

■遺族が夫・父母・祖父母である場合、その方が**60歳**になるまでの間、遺族共済年金は支給停止されます。（障害等級1級又は2級の状態にある方を除く）

■子がない30歳未満の妻の場合、5年間の有期給付となります。

■平成27年10月以降は、被用者年金が一元化されるため、厚生年金に合わせる形で、遺族の範囲等制度が変更されますのでご注意ください。

遺族基礎年金とは？

遺族が「子と生計を同じくしている配偶者」又は「子」である場合は、公立学校共済組合から支給される「遺族共済年金」の他に、日本年金機構から「遺族基礎年金」が支給されます。

問合せ先 給付貸付課年金係 | 03-5320-6828